

各医療機関 管理者 様

埼玉県保健医療部長 縄田 敬子
(公 印 省 略)

令和 7 年度かかりつけ医機能報告のマニュアル等について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
医療法第 30 条の 18 の 4 によるかかりつけ医機能報告制度については、令和 8 年 1 月から報告が始まります。

同報告については、原則、厚生労働省が運用する医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という）を使用してオンラインで報告していただくこととなりますが、今般、厚生労働省から G-MIS によるかかりつけ医機能報告のマニュアルが発出されました。

つきましては、下記をご確認いただき、報告に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、報告は令和 8 年 1 月 1 日から G-MIS に入力できるようになります。令和 7 年 12 月下旬から令和 8 年 1 月初旬に改めてメール等により報告の御依頼をいたします。

記

1 マニュアル

下記県ホームページからご確認くださいようお願いします。

（Google などの検索エンジンで、「埼玉県 かかりつけ医機能報告」で検索できます）

- （１）かかりつけ医機能報告制度マニュアル（制度に関する解説を含む）
- （２）かかりつけ医機能報告マニュアル（G-MIS 編）

URL:<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/kakaritsukei.html>

2 オンライン報告について

かかりつけ医機能報告制度の報告は、医療機能情報提供制度の定期報告（以下「定期報告」という）と同時期に行っていただきますが、これまで定期報告を紙の調査票で御報告いただいていた医療機関においても、下記（１）、（２）のとおり事務が非常に煩雑となるため、オンライン報告を御検討くださるようお願いします。

- （１）定期報告とかかりつけ医機能報告は重複する内容も多いため、オンライン報告の場合、重複して入力しない仕様となっているが、紙の調査票への記載は非常に煩雑となることが想定される。
- （２）オンライン報告の場合、診療報酬システムから自動で入力される項目についても、紙の調査票の場合、医療機関で集計する必要がある。

3 G-MIS のユーザ名 (ID) について

オンライン報告には、G-MIS の ID が必要です。G-MIS の ID が不明な場合は、早めにお問い合わせください。

ID を取得していない医療機関は、下記 URL 若しくは二次元コードから新規ユーザ ID の申請をお願いします。

新規ユーザ申請 URL

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>



新規ユーザ登録申請フォーム

4 「紙の調査票」による報告について

インターネット環境がないなどの理由で定期報告において紙の調査票により御報告いただいている医療機関については、今年度から「医療機能情報提供制度の定期報告（４５ページ程度）」及び「かかりつけ医機能報告（２４ページ程度）」の２種類の調査票を郵送する予定です。

なお、来年度以降については、紙の調査票の郵送は行わず、各医療機関において県ホームページから調査票をダウンロードの上、御提出いただくことも検討しておりますことを申し添えます。

【問い合わせ先】

さいたま市、川越市、越谷市、川口市に 所在する医療機関	県医療整備課 TEL : 048-830-3542 a3530-01@pref.saitama.lg.jp ※できるだけメールでご連絡ください
その他の地域の医療機関	管轄の県保健所

担当：医療整備課

医務・医療安全相談担当 竹内

電話：048-830-3542

Email：a3530-01@pref.saitama.lg.jp